

袖ヶ浦市放課後児童クラブ会館根形放課後児童クラブ

1 指定管理者が管理を行う施設の概要

(1) 施設の名称及び所在地

袖ヶ浦市放課後児童クラブ会館根形放課後児童クラブ

袖ヶ浦市三ツ作761番地

(2) 設置目的

保護者が就労等により昼間家庭にいないことにより、小学校の放課後等に適切な監護を受けることができない小学校に就学している児童に対して、放課後の適切な遊び及び生活の場を与えて、その健全な育成を図ることを目的とする。

(3) 指定管理者が行う業務内容

ア 放課後児童健全育成事業の実施に関する次に掲げる業務

(ア) 放課後児童健全育成事業の実施に関し必要な業務

(イ) 袖ヶ浦市放課後児童クラブ会館根形放課後児童クラブ（以下「根形放課後児童クラブ」という。）の利用の承認に関する業務

(ウ) 根形放課後児童クラブの利用料金の収納に関する業務

(エ) 上記に掲げるもののほか、根形放課後児童クラブの運営に関する事務のうち、市長のみの権限に属する事務を除く業務

イ 根形放課後児童クラブの施設管理全般に関する業務

ウ 根形放課後児童クラブの施設及び設備の維持管理に関する業務

2 指定管理者に指定する団体の概要

| | |
|-------------|----------------------------------|
| 名 称 | 有限会社すみれ福祉会 |
| 所 在 地 | 袖ヶ浦市蔵波2596番地 |
| 設立年月日 | 平成15年2月5日 |
| 資 本 金 | 300万円 |
| 従 業 員 数 | 41人 ※令和2年11月1日時点 |
| 主たる業務 内容 | 1 放課後児童健全育成事業 2 子どもの健全育成を図る事業 |

3 指定管理者候補が示した施設管理及び運営の提案要旨

(1) 事業計画等

保護者の就労により家庭での保育が困難な児童を対象に、学童保育の場を設け、児童の健全育成、環境保全及び情緒の安定を図っていく。

世代間の交流の中で、相手に対する思いやりや情操の向上、あそびと活動への意欲や態度の形成を図る。また、あそびを通しての自主性・社会性・創造性を身に付ける。

家庭や地域であそびの環境づくりへの支援と保護者が安心して働ける環境を支援する。

(2) 管理に対して市が負担する金額(指定管理者候補からの提案金額)

| | |
|-------|---------|
| 令和3年度 | 7,056千円 |
| 令和4年度 | 6,970千円 |
| 令和5年度 | 6,892千円 |
| 令和6年度 | 6,892千円 |
| 令和7年度 | 6,892千円 |

4 指定管理者候補の選定概要について

(1) 募集経過の概要

市の広報紙7月1日号及び市ホームページにより、以下の項目を示し募集を行った。

ア 募集要項の配布 令和2年7月1日から同年8月28日まで

イ 応募者説明会 令和2年7月20日

ウ 募集に関する質問・回答

(ア) 受付期間 令和2年7月21日から同月28日まで

(イ) 質問件数 7件

(ウ) 回答日 令和2年8月14日(市ホームページに掲載)

エ 応募受付

(ア) 期間 令和2年8月26日から同月28日まで

(イ) 応募団体 2団体

有限会社すみれ福祉会

A団体

(2) 指定管理者候補の選定について

10月8日開催の袖ヶ浦市公の施設の指定候補者選定委員会において、応募のあった団体から提出された事業計画書、予算書及び施

設の運営管理等に係る提案の書類審査とともに、団体からの提案説明と質疑応答を行い、袖ヶ浦市公の施設の指定管理者の指定の手続等に関する条例（平成17年条例第17号。以下「指定手続条例」という。）第5条に規定する選定基準を更に細分化した審査基準に基づき、委員長と審査対象の施設担当部署の委員を除いた委員10名が審査を行い、各委員における審査票の採点を集計した結果、指定管理者の候補者として適当であると認められた有限会社すみれ福祉会を優先交渉権者として選定した。

その後、優先交渉権者との施設の運営管理等に係る基本的事項を掲げた基本協定書の締結の協議が整ったことから、同団体を根形放課後児童クラブの指定管理者として指定するものである。

指定手続条例（抜粋）

（指定候補者の選定）

第5条 市長等は、第3条第1項の規定による申請があったときは、次に掲げる基準に照らして審査し、指定管理者の候補となる団体（以下「指定候補者」という。）を選定するものとする。

- (1) 指定施設の利用に関し不当な差別的取扱いが行われるおそれがないこと。
- (2) 指定施設の設置の目的に照らし、当該施設の効用を最大限に発揮させ、その管理を効率的、かつ、効果的に行うことができるものであること。
- (3) 指定施設の管理を安定的、かつ、適確に遂行するに足りる人的構成及び財産的基礎を有するものであること。
- (4) その他市長等が必要と認める事項を満たしていること。

2～4 （略）

（委員構成）

副市長（委員長）、総務部長（副委員長）、企画財政部長、総務部参与、指定管理者制度導入施設担当部署の部長（市民健康部長、福祉部長、環境経済部長、都市建設部長、教育部長）、有識者3名（PTA連絡協議会選出者、商工会選出者、千葉県中小企業診断士協会選出者）

採点結果

施設名称：袖ヶ浦市放課後児童クラブ会館根形放課後児童クラブ【公募】

応募団体：2団体（有限会社すみれ福祉会／A団体）

| | 有限会社すみれ福祉会 | | A団体 | |
|-----|------------|------|---------|------|
| | 順位 | 得点数 | 順位 | 得点数 |
| ①委員 | 1位 | 235点 | 2位 | 204点 |
| ②委員 | 1位 | 230点 | 2位 | 225点 |
| ③委員 | 1位 | 229点 | 2位 | 212点 |
| ④委員 | 1位 | 231点 | 2位 | 210点 |
| ⑤委員 | 1位 | 231点 | 2位 | 218点 |
| ⑥委員 | 2位 | 226点 | 1位 | 227点 |
| ⑦委員 | 1位 | 237点 | 2位 | 209点 |
| ⑧委員 | 1位 | 231点 | 2位 | 201点 |
| ⑨委員 | 1位 | 222点 | 2位 | 201点 |
| ⑩委員 | 1位 | 233点 | 2位 | 214点 |
| 順位 | 「1位」 | 「2位」 | 「1位」 | 「2位」 |
| 獲得数 | 9名 | 1名 | 1名 | 9名 |
| 平均点 | 230.50点 | | 212.10点 | |

評価項目と配点

| 選定基準 | 審査項目 | 配点 | | 劣 | 普通 | 優 | 特優 | 審査項目別平均得点数 | |
|---|---|-----|-----|------|-----|-----|-----|------------|--------|
| | | | | | | | | 優先交渉権者 | 次点交渉権者 |
| ① 指定施設の利用に関し不当な差別的取扱いが行われるおそれがないこと。 (指定手続条例第5条第1項第1号) | ア 平等な利用を図るための具体的な手法 | 30 | 30 | 失格 | 18 | 24 | 30 | 18.00 | 19.80 |
| ② 指定施設の設置の目的に照らし、当該施設の効用を最大限に発揮させ、その管理を効率的、かつ、効果的に行うことができるものであること。 (指定手続条例第5条第1項第2号) | ア 施設の設置目的及び市が示した管理の方針 | 20 | 105 | 0 | 12 | 16 | 20 | 12.80 | 14.00 |
| | イ 利用者の増加を図るための具体的な手法 | 9 | | 0 | 3 | 6 | 9 | 4.20 | 3.60 |
| | ウ サービスの向上を図るための具体的な手法及び当該施設の効用を最大限に発揮させるための手法 | 31 | | 0 | 17 | 24 | 31 | 18.20 | 20.20 |
| | エ 施設の維持管理の内容、適確性及び実現の可能性 | 20 | | 失格/0 | 12 | 16 | 20 | 12.00 | 13.10 |
| | オ 管理に係る経費の縮減効果 | 25 | | 失格 | 3 | 20 | 25 | 29.30 | 3.40 |
| ③ 指定施設の管理を安定的、かつ、適確に遂行するに足る人的構成及び財産的基礎を有するものであること。 (指定手続条例第5条第1項第3号) | ア 収支計画の内容、適確性及び実現の可能性 | 20 | 100 | 失格 | 12 | 16 | 20 | 12.00 | 12.80 |
| | イ 安定的な運営が可能となる人的能力 | 30 | | 0 | 18 | 24 | 30 | 19.00 | 20.60 |
| | ウ 安定的な運営が可能となる財政的基盤 | 40 | | 失格/0 | 24 | 32 | 40 | 24.00 | 29.80 |
| | エ 類似施設の運営実績 | 10 | | 0 | 6 | 8 | 10 | 7.40 | 8.20 |
| ④ その他市長等が必要と認める事項を満たしていること。 (指定手続条例第5条第1項第4号) | ア 個人情報保護 | 10 | 110 | 失格 | 6 | 8 | 10 | 6.00 | 7.20 |
| | イ 危機管理 | 20 | | 0 | 12 | 16 | 20 | 12.80 | 14.60 |
| | ウ 再委託の管理 | 10 | | 0 | 6 | 8 | 10 | 6.00 | 6.40 |
| | エ 地域経済の活性化 | 30 | | 0 | 18 | 24 | 30 | 19.60 | 19.80 |
| | オ 本・支店の所在 | 10 | | 0 | 6 | 10 | 10 | 10.00 | 0.00 |
| | カ 市内業者の育成 | 20 | | 0 | 12 | 16 | 20 | 12.40 | 12.00 |
| | キ その他の評価項目 | 10 | | 0 | 6 | 8 | 10 | 6.80 | 6.60 |
| 合計 | | 345 | 345 | 失格 | 191 | 276 | 345 | 230.50 | 212.10 |

【採点方法】「特優」「優」「普通」「劣」の4段階を基本として評価する。ただし、②オについては、経費の削減割合に応じ、配点を上回る加点を行う場合がある。なお、配点合計は、全てを「特優（④オについては、「優」）」とした場合の合計点数。

【欠落事項】ア 全委員の平均点が、審査項目の全てを「普通」とした合計点数（191点）以上を獲得できなかった場合。

イ 審査項目のうち、運営管理に大きく支障をきたす項目を「劣」とする委員が過半数いた場合。